

後志総合振興局及び管内市町村における 特別徴収適正実施に係るガイドライン

1 趣旨

個人住民税の特別徴収は法令により定められた制度であり、本来、国税である所得税の源泉徴収制度と、地方税である住民税の特別徴収制度は同じ法令で定められた制度であるが、源泉徴収は受け入れても住民税は徴収方法を自由意思によって選択できるという誤った認識を持っている事業所が多く存在し、普通徴収による収入未済額増加の一因ともなっている。

個人住民税は、平成18年度の税制改正での税源移譲に伴い、増加する滞納額の圧縮が緊急の課題となっているが、近年、全国的に徴収率の高い特別徴収の重要性が再認識され、北海道（各総合振興局等）においても特別徴収の完全実施を推進しており、平成26年5月1日現在、全道179市町村のうち127市町村が特別徴収完全実施の取組のスタートを決定している状況にある。

これらを踏まえ、後志総合振興局と管内各市町村は、個人住民税特別徴収義務者指定等の取組を平成27年度から実施した。

しかし、多様化する行政需要に対応する財源確保や、根拠となる地方税法等との乖離を解消し、より一層の特別徴収の推進のため、一部内容を修正することとした。

2 特別徴収義務者指定に係る根拠法令

地方税法第321条の3（給与所得にかかる個人の市町村民税の特別徴収）

地方税法第321条の4（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

各市町村の市町村税に関する条例

3 特別徴収義務者指定の範囲

個人住民税の特別徴収義務を有しているが、全部または一部の従業員に対し、特別徴収を行っていない事業者を特別徴収義務者指定（予告書送付）の対象とする。

ただし、当面①に該当する事業者は対象から除外し、②に該当する事業者は猶予を認める。

| 対応方法 | 内 容 |
|--|---|
| ① 当面の期間指定から除外する場合 ※事前に事業所に対する指定から除外 | ア 口座振替納税を行っている場合 イ 給与から税額が引ききれない場合 ウ 他の事業所で特別徴収を実施している場合 エ 給与の支払いが不定期の場合 オ パート従業員や季節雇用者の場合 カ 退職予定の場合 キ 指定時点で市町村税に滞納がある事業所 ク 過去の市町村税の納税状況等を勘案し、特別徴収により継続的な納入が見込めないと判断される事業者 |
| ② 猶予を認める場合 | ア システム改修が伴う場合 イ 従業員数2名以下の場合 ウ 市町村で猶予する基準を作成した場合 |
| ③ 猶予を認めない場合 | ア 忙しく暇がない イ 税理士報酬が上がる ウ 面倒 |

4 特別徴収義務者指定スケジュール

市町村は、より一層の特別徴収実施事業所の増加及び、特別徴収率の向上を図るため、指定の基準を満たす事業所等に、実施を図るよう指導する。

なお、令和6年度までに、令和3年度の実績を上回るよう努力する。

5 特徴指定実施前の対応

(1) 広報誌等への掲載

各市町村は、特別徴収制度を広く周知するため、広報誌等（ホームページ）に記事を掲載する。

広報は、事業主及び従業員双方に理解を求める内容とし、北海道内全域での取組であることを周知する。

(2) リーフレット等の作成

特別徴収義務者指定実施を説明したリーフレット等を作成し、関係機関や税理士事務所等に配布する。

6 特徴指定予告書の送付

市町村で選定した対象事業者に対しては、特徴指定予告書（別紙1）を送付して、指定に向けた事前周知を行う。

7 特徴指定予告後の対応

(1) 特別徴収実施困難事業者に係る対応

特別徴収できない旨の意思表示があった事業者に対しては、特別徴収は法令で定められていることを説明し、実施を促す。

なお、申出等の内容から特別徴収実施困難と認められる場合は「個人住民税に係る普通徴収の切替申請書」（別紙2）を提出させ、申請理由が妥当と判断された事業者については、普通徴収の変更を許可する。

(2) 特別徴収指定の猶予

特別徴収実施の意思はあるが、ただちに実施は困難である等との申し出がなされた事業者に対しては、「個人住民税特別徴収義務者指定の猶予申請書」（別紙3）を提出させ、申請理由が妥当と判断される事業者について、1年間、特別徴収義務者の指定を猶予（別紙4）できることとする。

8 市町村と後志総合振興局との連携

特別徴収義務者指定の取り組みにあたっては、市町村と後志総合振興局は連携しながら計画的に取り組みを進める。

(1) 特別徴収指定事業者の情報共有

市町村では、新たに指定した「特別徴収指定事業者」その他必要と判断される情報について後志総合振興局に報告し、振興局からは各市町村へ情報提供することにより管内市町間での情報共有化を図る。

(2) 市町村と合同で行う取組の推進

市町村及び後志総合振興局は、ガイドラインで特別徴収義務者指定に該当する事業者等へ対し、訪問・連名による文書催告等を積極的に行う。

(3) 広報等の連携

広報誌掲載記事の作成、リーフレット等の作成、勧奨文書の送付、各関係機関への周知依頼、事業所訪問などの協力連携を図る。

9 その他

特別徴収義務者指定の実施にあたり、このガイドラインに記載のない事項については、適宜、管内各市町村と後志総合振興局とで協議することとする。